

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（５）			
日 時	平成 25 年 10 月 3 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 4 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、秋元副委員長、吹田・小貫・川畑・松田・酒井・ 佐々木（秩）・山田各委員		
説 明 員	市長、菊池・佐々木両監査委員、副市長、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理各部長、産業港湾部・教育部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

成田委員が吹田委員に、高橋委員が松田委員に、山口委員が佐々木秩委員に、新谷委員が小貫委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

○佐々木（秩）委員

◎中学校体育柔道の授業について

1点目は、中学校の体育の授業の中で柔道の授業が行われました。昨年度から必修化され、体育の授業に武道が取り入れられまして、その中で柔道が全ての中学校で行われていると聞いております。柔道の授業については、授業中の事故について、保護者の皆さんからも、それからやる生徒の皆さんからも不安の声が非常に強かったと聞いております。そこで、昨年度1年間を終えて、その結果について伺います。

まず、昨年度、柔道の授業のための準備、対応について一通りまとめて報告をお願いします。

○（教育）指導室主幹

平成24年度から実施されました柔道の授業に対する準備及び対応についてでありますけれども、学校では保護者及び生徒に対し、柔道を実施する上での留意点などを示した文書を配付するとともに、保護者会などでも周知しております。

市教委としては、市内全中学校に専用のマットを配備するとともに、道教委主催の研修も含めて実技研修会を4回実施し、全ての体育教員が安全指導や実技指導等の研修を受けております。

また、全ての柔道の授業を複数の教員で行い、有段者がいない学校では、道教委の外部指導者派遣事業を活用し、実技指導力を有する人材の派遣を受けるとともに、道教委の指導主事とともに授業参観を行って指導・助言を行うなど、安全面を第一に考えた取組を進めてまいりました。

○佐々木（秩）委員

そのように進めてきました授業についてですが、昨年度の結果、柔道の授業による全国、北海道、本市の事故状況について数値がありましたら、示してください。

○（教育）学校教育課長

小樽市では柔道でけがをした生徒はいませんでした。日本スポーツ振興センターの災害共済給付の件数で申し上げますと、平成24年度においては、全国では4,589件、全道では220件と集計されております。

○佐々木（秩）委員

その内容について分析等はしていますか。やっていたらお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

先ほど申し上げたとおり、小樽市では柔道の事故はなかったのですけれども、全国、全道では先ほど申し上げた数のけががありました。

それで、分析というか、日本スポーツ振興センターの集計によりますと、重傷事故、軽傷事故といった部分はわ

からないのですけれども、どの部位を、体のどこを負傷したかというデータはございまして、それを申し上げます。この数値は体育の授業だけではなく、部活動での数値も入ってくるのですが、柔道でいきますと、頭部が8.9パーセント、額や目、耳、鼻、口などの顔部が4.2パーセント、首や胸、腹、背中、腰など体幹部と言われる部分が26.2パーセント、手、腕などの上肢部が23.2パーセント、足や膝などの下肢部が最も多く37.4パーセント、あと、その他というのが負傷だけではなく、熱中症などの数も入って、そういったものは疾病ということで、その他という扱いになるのですが、それについては0.2パーセントと、割合が集計されております。

○佐々木（秩）委員

柔道はこういうことですが、球技や陸上競技などほかの競技の授業もあるわけですが、それらと比較して柔道はけがをしやすいのか、それともあまり差がないのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

各球技、ほかの種目もそうですけれども、授業時数がこの集計ではわかりませんので、いわば分母がわかりませんので、一概には言えない部分もありますが、先ほどの日本スポーツ振興センターの災害共済給付の件数で申しますと、全国で一番多いのはバスケットボールで2万2,466件、次いで多いのがフットサルを含めたサッカーで7,631件、3番目がマット運動で6,127件、4番目がバレーボールで5,747件、5番目が跳び箱運動で5,138件、そして6番目が先ほど申し上げた柔道の4,589件となっています。

なお、全道でも最も多いのはバスケットボールで、今、申し上げた全国の種目の多少の入り繰りはありますけれども、ほぼ同じような形で7番目が柔道の220件という集計になっております。

○佐々木（秩）委員

授業時数がそれぞれ違うので、この数字によって単純に比較はできないと思うのですが、柔道が特段、非常に事故の件数が多いとか、それから、けがが例えば本市であればゼロ件だったこと、そういうことを含めて、準備などを大変きちんと進めていただけた、その結果がこういう結果になっているということで、ひとつ安心いたしました。

今年度も、2年目ということで、続けられると思うのですが、さらに教員の研修や環境整備その他について、改善点や特にこういう点をやりますということがありましたらお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

今年度の取組についてでございますけれども、今年度も、有段者がいない学校には外部講師を派遣する予定であります。本市においては5校ありまして、4校がただいま外部講師派遣の申請中でございます。

また、昨年度、実施しまして、環境整備という部分では、マットの整備をしているところですが、マットの事前点検、それから、使用方法についても、けががないような指導が行われるように随時指導しているところがございます。

また、研修につきまして、8月22日に道教委主催の研修が行われまして、指導経験のない教員、段を持っていない教員が全員参加しております。

○佐々木（秩）委員

体育の教員に伺ったところ、小樽市においては専用のマットを使用するというので、畳ではないということで、文部科学省の、柔道の授業における安全管理のための6つのポイント、という文書を見ますと、畳のすき間や段差があると非常に危ないと、足の指が入ってけがのもとになるので十分注意しろということが書かれていました。本市で使っている専用マットも、聞くところによると、ジョイントでつないで動かないようにするのですが、上に乗って競技をするわけですから、引っ張られてすき間ができることもあるから気をつけるように、という話を外部講師の方からされているとも聞きました。その点も含めて、今、話があった事前点検その他を念入りにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

現在、使用しているマットは、委員がおっしゃったように、ずれを防止するためにジョイント式になっておりまして、マット同士にすき間ができないようになっておりますが、人数が多い学校で、一度に多くの生徒が受け身などをした場合には、マットが多少ずれたり、小さなすき間ができたりすることもあることから、学校には、柔道用のマットの周りに体育で使用するマットを敷き詰めて、ずれを防止するように指導しているところでございます。

○佐々木（秩）委員

今年度も本当に事故のないように、特に柔道の場合は、首等にけががあった場合、重大な事故につながるおそれがありますので、今年度もゼロ件で終わるように御配慮を特段よろしくお願いします。

◎青少年問題協議会について

二つ目は、小樽市青少年問題協議会について伺います。

私が議員になっておよそ 2 年半がたちます。議員就任当初、小樽市青少年問題協議会の委員を拝命し、2 年半がたちましたが、一度もこの協議会に呼ばれていません、間違いはないと思うのですけれども。それで、この協議会について、まず設置の根拠、目的、主な協議内容や、私もたぶん入っていると思うのですけれども、構成メンバー等についてお聞かせいただきたいと思えます。

○（生活環境）青少年課長

青少年問題協議会についてでありますけれども、まず、設置の根拠、何に基づいて設置されているかということでございますが、地方青少年問題協議会法という法律がございまして、これに基づきまして小樽市では小樽市青少年問題協議会条例が制定されておりまして、それに基づいて設置されております。

この協議会の目的、あるいはどういうことを協議していく機関であるかということでございますけれども、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策について調査、審議をする、あるいは各行政機関などの連絡調整をすることとなっております。これに基づきまして、実際に総合的な施策を判断する、あるいは決めなければならないようなときにお集まりいただいて協議していただくという形になっております。

それから、構成メンバー、委員をお願いしている方々ですけれども、佐々木秩委員をはじめ市議会議員、札幌家庭裁判所小樽支部、更生保護女性会、民生・児童委員、保護司会、体育協会、青年会議所、商工会議所、職安、労働基準監督署、小樽商科大学、警察などの方々でございまして、市長を会長として、全部で現在 29 名の方に委員を委嘱しているところでございます。

○佐々木（秩）委員

年に 1 回、半年に 1 回など、定期的な開催ということではないのですね。

○（生活環境）青少年課長

定期的にとということではなく、大きな問題が起きたとき、あるいは青少年に関する総合的な施策に変更と申しますか、変えなければならないようなことがあった場合などということと考えております。

○佐々木（秩）委員

これまでの開催の状況と協議の経過を、大まかで構いません、お聞かせください。

○（生活環境）青少年課長

これは昭和 30 年から設置されているということになっておりまして、今、手元に 63 年からの資料を持ってきていますけれども、かなり長い経過がありますので、わりと最近のことを話しますと、平成 8 年度、9 年度、10 年度、11 年度、12 年度ぐらいの間というのが、特に大きな問題もなかったことから、協議会は開いておりますけれども、講演会のような形で、いろいろなところから講師を呼んで講演していただく形で、協議会にかえてございました。

それから、13 年度は、小樽市の青少年行政の概要について報告したということで、協議会の中で審議ということにはなっておりませんでした。

その後、14年度から16年度にかけては、青少年の施策について考えようということから、割れ窓の理論という理論があるのですけれども、それについて協議会で勉強したという経過がございます。この間、青少年の大麻の問題などが起きまして、これにどう対応していったらいいだろうという議論の中で、この割れ窓の理論というの活用されたという形になっております。

その後、17年度、18年度と開催されず、19年度に、先ほど申しました構成メンバーの中から、実際に行われている青少年に対する事業について御報告いただいて、小樽市といいますか、市役所だけではなく関係団体においてどうしているのか整理して、その後、20年度からは開催されていないという経過になっております。

○佐々木（秩）委員

途切れ途切れでもそのように開催されてきた協議会が、平成20年度から今日まで、なぜまた開催されてこなかったのか、理由について伺います。

○（生活環境）青少年課長

先ほども申しましたけれども、青少年に対する総合的な施策について御審議いただくという協議会ですので、それについて大きな変更がない、あるいは先ほど申しました大麻の問題のような突起したといいますか、特別なといいますか、そういう問題も起きてこなかったということで、ここ数年開催されていないということでございます。

○佐々木（秩）委員

本当に、揺るがすような大きな、私も大麻の事件は覚えていますけれども、高校であつたりしたものだと思います。

ただ、現代、何も大きな問題はないのかというと、いじめ問題、インターネットを介したさまざまな事件が起きたり、青少年を取り巻く環境の悪化や青少年を巻き込んだ凶悪な犯罪が起こったり、これは小樽市でということではなく、全国的にそういう事例がたくさんある。これは、やはり今、きちんと小樽市でも考えなければならないというテーマであって、突起した大きなことがないということには決してならないのではないかと思いますので、その辺のテーマについて、この協議会等で話し合う必要があるのかどうかということについてのお考えはどうでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

確かに委員がおっしゃるとおり、全国的に言いますと、いじめの問題、ネットに関連したいろいろな問題が起きております。

ただ、そういうことに関して小樽市として何もやっていないかということ、そういうことではなく、青少年センターの運営協議会があるのですが、その中で各機関からいろいろな情報をいただきながら、意見交換をしながら、実務的には進めているということで、総合的な施策としてどうのこうのではなく、実際一つ一つの課題に対することについての議論は、進めながらさせていただいているというのが現状でございます。

○佐々木（秩）委員

その部分は、実務的なところというか、子供たちに直接かかわる部分で、そういう活動が必要だということは私も十分にわかっていますし、そういうことに実際に私も関係していましたので、わかります。

ただ、その部分ができていくからといって、例えば協議の場、協議会等で、たとえ施策に大きな変更がなかったとしても、きちんと扱っていく、そういう大きな問題について小樽市としての方針を決めていくためには、必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

委員がおっしゃるとおりだと思います。それで、今後のことも含めた話をさせていただきますけれども、平成22年、子ども・若者育成支援推進法が施行されておまして、その中では、子ども・若者支援地域協議会を立ち上げて、いろいろな幅広い問題について、ここで想定しているのが、ゼロ歳から、就職関連で言いますと39歳までとい

う幅広い世代を子供・若者と位置づけて、それらに対するさまざまな支援を連携しながら行っていく、そのコーディネートをするような場としての地域協議会をこの法律の中でうたっております。今、道内では、札幌市がようやく立ち上げたところで、ほかは立ち上がっていないのですけれども、義務規定ではないということもあるのですが、その中で、小樽市もこの地域協議会などの必要性についてもう少し勉強させていただきながら、そういう方向性などについて議論していただくといえますか、地域協議会をどうしていくのかということろまで議論が進めば、青少年問題協議会から御意見をいただきながら、青少年に対する施策を検討していかなければならないと今は考えているところです。

○佐々木（秩）委員

今、伺いますと、子ども・若者育成支援推進法に基づいた機関を将来設置していく方向にあると、それができるように具体化してきた段階で、青少年問題協議会もそのところで話し合っただけでその問題に絡めていくという御答弁だったと思います。ただ、それが、今、聞くと、まだ札幌市にできただけだと、小樽市もいつになるかはわからない、それまでその話が具体化するまでの間、青少年問題協議会はお休みするということになるのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

決して、青少年問題協議会はそれまでの間、開きませんということではなく、子ども・若者支援地域協議会がいつになるかということもまだ見えていない話ですので、そこまでの間に大きな問題や、小樽市としてその支援策などの変更、あるいはこういうことも新たにやっていく必要があるなどということが出てきた場合には、もちろん青少年問題協議会を開かせていただきまして、委員の方々からいろいろと御意見をいただく、あるいは審議していただくということになっていこうかと思えます。

○佐々木（秩）委員

大きな問題が起きれば、ということですが、私は既に大きな問題は進行形だと考えています。ですから、やはり開いて、こういう問題について一度きちんと協議すると、そして、協議会そのものを今後どうしていくのかということも、その場で話していったほうが良いと思うのです。冒頭におっしゃっていた地方青少年問題協議会法の第1条では、「協議会を置くことができる」と書かれています。ですから、置かなくてもいいわけです。だから、そこを1回きちんと、存続するのかもしれないのかまで含めて、開いて話し合ったらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

今の段階で存続させるかどうかということになりますと、必要ないとは思っておりませんので、置くことができるという「できる規定」ですが、小樽市では設置している、今後もそういう形をとっていくということでございます。

大きな問題という話の中で、大きな事例が出たから開くということももちろんあるのですけれども、施策として大きな変更がある場合に協議会で御審議いただくという部分がありますので、現在、青少年に対する施策としての大きな変更、あるいは新しい大きな柱をつくるということが想定されていないということで開催されていないという意味でございますので、問題が起きるまで待っているというつもりではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○佐々木（秩）委員

ここで存続するのかもしれないか返事しろと言っているつもりではありません。存続するのかもしれないかも含めて、協議会を開いて、そういう場で話をしたらどうかと言っているつもりです。それも大きな施策の変更に当たるのではないかと思います。

最後に、協議会を近々開く、今年度中に開くなど、そういう今後の予定をお聞きします。

○（生活環境）青少年課長

今のところ、今年度内に開くなどということの予定はございません。必要に応じて、今年度中に開かなければならなければ開きますし、来年度、開く必要があれば開いていくということでございます。

○生活環境部長

この協議会につきましては、本年10月末で、学識経験者の委員の方の任期が切れまして、その推薦依頼について、事務局として各団体に出すという起案がちょうど回ってきたところで、そのときに、私も担当者にこの協議会の開催状況を、私も委員だったのですけれども、実際に私が部長になってから開いていない状況でしたので、改めて聞いたところ、これまでもそういう大きな問題がなければ開いていなかったというような説明を受けたところでございます。

ただ、協議会には、いろいろな行政機関の所長クラスの方が非常にたくさんおられます。関係団体につきましても、主要な団体に広く入っていただいて、要するに協議会としてかなり規模の大きい協議会だという印象を持っています。その中で、細かい問題について、その都度お集まりいただくことがなかなかできなかったのではないかという印象は持っております。

ただ、先ほど、過去の状況を聞きますと、講演会形式でいろいろとそういう問題を協議するといったこともやっていた時期もございますので、どういう形でこの協議会を進めていくか、その辺は改めて検討していきたいと思っております。

○佐々木（秩）委員

記録を見ますと、過去には、家庭問題部会、社会問題部会、補導問題部会と三つの部会を開いてまでやっていたということも出ておりました。やはり私は必要性があると、今、こういう情勢だからこそ要ると思っております。もし要らないのなら改廃も含めて考えていただきたいと思っておりました。

それから、委員が11月1日から任命されるということですが、実際任命はしたけれども全然開きません、そのまま新しい法律ができたならそちらに行ってしまうと、この部会は自然消滅ですというのは失礼な話だと思いますので、きちんとした対応をお願いして、この問題を終わりにいたします。

◎汚水管の整備について

三つ目、最後ですけれども、汚水管の整備ということで、昨年度から言われた、私の町内のことですが、豪雨のとき、それから雪解け時に、トイレが使えなくなる、非常にあふれてくる、若しくはごぼごぼと音を立てて非常に流れづらくなって使えないという状況が起きた家が数軒ありました。議会の中でも、酒井議員が銭函地区でも同じようなことがあるのだという御質問をされておりました。

それで、ゲリラ豪雨その他も今後、心配されるのですが、昨年度決算を見ますと、汚水管整備におよそ2億4,700万円が使われています。そういうことをしていながら、なおこういうところがあると。その地域の方は非常に不便を感じている、何とかしていただきたいと思って質問させていただきましても、昨年度の段階で、今、朝里と銭函にそういう地域があるということはわかりました。これ以外にも、そういう地域が小樽市内にあるのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

今、話がありました銭函・朝里地区のほかに、高島地区、祝津地区の低地部、4か所とも、地域もそうですけれども、低地部で大雨時に流れづらい状況となっております。

○佐々木（秩）委員

市内の4地域でそういう地区があるということですね。現状で各地域での対策や対応はどうなっているのでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

住民の方には、御迷惑をかけて大変申しわけなく思っております。現在のところは仮設トイレの用意をして対応しております。

○佐々木(秩) 委員

仮設トイレということで、大雨の中、そのトイレまで行かなければならない状況だと思います。

それで、この話を聞いて一番不思議だったのは、本来、雨水管と污水管は別々のものはずですから、なぜ大雨や雪解けのとき、水があふれるときに、污水管に流れるはずの水洗トイレが使えなくなるのかということが今ひとつわからなかったのですけれども、お聞かせいただけますでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

大雨時にマンホールぶたの鍵穴から、また浸透した水が老朽化した管の継ぎ手等から混入すると考えられております。

○佐々木(秩) 委員

ずいぶん小さい、そうした本当に小さいところから、大雨のときに浸入するということだと思うのですが、そうすると、そういうことが起きているのはこの4地域だけとはとても思えないのですけれども、それ以外のところはそうならないというか、なってもならないという原因はあるのでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

今のところ、仮設トイレを用意するほどの地域はございません。実情としては流れづらくなっているのかもしれませんが、水道局に、使えないといった苦情等は今のところ、この4地域、低地部以外には入っておりません。

○佐々木(秩) 委員

一番聞きたいのは、なぜ4地域だけでそうなるのかということが聞きたいのです。いかがでしょうか。

○(水道) 管路維持課長

銭函に関しましても、処理場が低地部にありまして、銭函、桂岡、張碓から全部そちらに、高台から低地部に全部流れてくる、あと、高島方面も、市内どこも高台から来ますけれども、集まって比較的流れが悪くなるのが、今、言いました4地域ということになっております。

○佐々木(秩) 委員

高いところからの水を全部集めてきて、それが低いところにたまるようなことに、どうかなっていると押さえてよろしいですか。

朝里の水のたまる場所は、線路の上の崖の上のところなのです。ですから、低いところでは決してないのですが、その朝里、聞きますと、管の関係で朝里・新光方面の管が一斉にずっと下がってきて、最後にその崖の手前のところでとまる形になるのだらうと言われましたが、きっと同じような原因かと思えます。

それで、雨水管と污水管は管が違うということで、大雨や雪解けのときに、雨水が汚水の中に混じってしまうのだと思うのですけれども、本来、雨水と汚水の最終的な処理の仕方というのは違うと思うのですが、どうなっていますか。

○(水道) 管路維持課長

雨水につきましては、雨ですので、地面に落ちたら側溝等に入って側溝を通じて流れて河川等に放流するという流れになっておりますが、汚水に関しましては、各家庭等のトイレ又は雑排水が污水管ですね、下水道管に流れていきまして、最終的に下水道の処理場にたどり着きまして、そこで処理されるという流れになっております。

○佐々木(秩) 委員

雨水はそのまま流れて川に放流されるからいいのですけれども、雨水が污水管に大量に流入すると、その雨水ま

で含めて汚水処理場で処理しなければならなくなるわけです。そうすると、そこに混じっている分も含めて、要は流入量が増えてその分、汚水処理の経費が増えるということになっている。本来、きちんと分かれていれば、払わなくてもいいお金を払っているということになってしまっているのが現状だと思うのですが、その経費アップの分というのは、どれぐらいの量、流入量と経費というのはわかるのでしょうか。

○（水道）水処理センター所長

流入量の増加による処理費用についての御質問ですが、雨が降りますと、やはり主に動力費、これは汚水ポンプにかかる分です、それから薬品費が増加しますが、増加額につきましては、残念ながら算出が困難で把握できません。

○佐々木（秩）委員

残念ながらできないということですが、間違いなくその分は、小樽市のお金が使われることになると思います。何とかその部分については、やはり解決すべき問題であろうと思うのですが、今後の、まずはこの地域への対策、それからそういう問題の解消への計画等があれば最後にお聞かせ願います。

○（水道）管路維持課長

対策と今後の計画ですけれども、現在も老朽管の布設替え等を行っております。今年度、原因の対策について調査しておりますが、混入場所等の特定ができたところから、維持補修や管の布設替え等も計画的に取り組んでいきたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎公共事業の入札について

私からは、入札の関係で質問いたします。

平成24年度の建築、それから土木にかかわっての入札の大体の状況を数字的に、とっておきまして、全体の予定価格、それから落札価格、また、落札率について、担当理事者から答弁をお願いしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

契約管財課扱いの入札で、建築主体工事と土木工事についてお答えいたします。

昨年度の契約管財課扱いの建築主体工事は10件ございました。その金額の合計、予定価格でございますが、18億4,410万円、落札金額が合計で17億4,769万3,000円、平均落札率は94.77パーセントでございます。土木工事は31件ございまして、予定価格の合計が5億2,415万円、落札金額が4億6,357万9,250円で、平均落札率は86.47パーセントでございます。

○吹田委員

実態を見ますと、建築については、主体工事の関係は、ほとんどが落札率94パーセント前後の範囲で全てが動いている感じでございますが、ここまで数字が合うのは珍しいことではないかと思えます。そして、土木については、特殊な工事以外は、落札率83パーセント台で全てがなっているぐあいでございますが、この辺がこういう形で落札されているというのは、原課では、これが想定した金額の範囲かなと思うのですが、一応、原課でも専門家がおりますので、そういう形ではこういう金額が大体妥当と考えますか。

○（財政）契約管財課長

あくまでも落札金額は入札の結果ということで、この金額が妥当である、この辺が高いのではないかという考えは持っていません。ただ、建築工事と土木工事を比べたときに、一般論としましては、各種の経費率、工事においては共通仮設費とか現場管理費、一般管理費等、それらの合計をしていきますが、経費率等で建築工事より土木

工事のほう率がなくて、業者が自社、自助力的に経費を節減できる部分が多いのではないかと解釈はしております。

○吹田委員

ということは、これは例えば、土木にかかわっては、83パーセントくらいで落ちそうだというのなら、そもそも予定価格が高すぎるのではないかと思うのですけれども、その辺は建築と比較して、そういうそもそも積算のなんなりということでやるのですが、その数字のつくり方はどうなのでしょう。

○（財政）契約管財課長

積算につきましては、北海道の積算基準を参考に積算しております。土木についても建築についても、それぞれ数字は北海道のそういう数字を使って適正に積算しているものと考えております。

ただ、83パーセントなどという数字は、最低制限価格の設定がございまして、その金額を下回ったら落札しないという設定のゾーンもございまして。その辺で土木の場合は83パーセント台前後の落札率が多いのではないかと考えております。

○吹田委員

具体的に誰かと、固有名詞を出すということは難しいですけれども、小樽の場合、実際にやっている方々から話を聞いていると、誰かがこういう形で今回誰がしますということで、あとの人はそれに合わせて入れてくれればという話になっていますということでありまして、そういうものについて、私は前にも言ったのですが、やはりそういうことが起きないように入札制度をつくらないとだめだろうと思っています。契約管財課が担当されているのですけれども、そういう面ではそういうことを想定しながら、そういうことをされないようなやり方が必要だと思うのですが、その辺について、他都市の事例も含めて検討されていると思うのですけれども、小樽市はどう考えますか。

○（財政）契約管財課長

過去、入札制度の中で、いわゆる談合の防止という意味合いで、指名競争入札をやっておりました。その中では、応募する指名業者を公表してそういう形をやってきた経過もございまして。そういう意味で、一つにはそういう防止という意味合いで、指名競争入札の場合は指名業者を公表しないという方式をやっております。また、平成19年から条件付き一般競争入札を導入いたしまして、入札を開札するまでに誰がほかに入ってきたのかということがわかりづらい制度というものを導入して現在の入札制度を行っております。

○吹田委員

前にも言ったのですけれども、札幌は業者が大変多いので、そこに参加する方々というのは、通常は全然わからないという感じでございまして。ただ、小樽の場合は業者が少ないものですから、その中ではどこの業者が、全業者が入ったとしても大した数にはなりませんから、どうしてもある部分、話合いの形になってしまうと考えています。この辺のことについて、他都市の事例も参考にしながら、そういう形にならないようなやり方を、これは絶対必要だと思うのです。基本的には、談合という言い方をすると犯罪でございまして、そういう形のことの起きないように発注する側が考えないとだめだと思うのです。わざわざそういうことになるようなことをさせておいて、後でその人たちが勝手にやったのだというのは、あまりにも不親切だと思っております。そういうものについて、原課でしっかりと検討すべきと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽の場合で言いますと、条件付き一般競争入札の場合、真ん中ぐらいのクラスでいきますと、二十数社ぐらいが参加できる仕組みになっております。上と下のほうは14社、土木の場合、下の場合は18社ぐらい、ただ、この数字はそれなりに競争性を保てる数字だと認識しております。

また、そういう話合いがされることを前提に、というお考えでございまして、我々としては、そういう話合

いは当然ないものと考えておりますし、そういうことがしづらいような入札方法というものは、当然、考えていかなければならないと思っております。

○吹田委員

土木については、件数、入札に参加する方はたくさんいらっしゃる。それでは、建築についてはどのような感じでしょうか。

○（財政）契約管財課長

建築につきましては、一番上の参加会社数は 9 社、その次は 13 社程度のゾーンで参加できるような仕組みになっております。全体的に建築の指名業者数が土木に対しまして少ないこともその一因になってございます。

○吹田委員

この辺については、そののところをそういうことも想定した形で対応するのが本当であって、ある部分、前から聞いていますけれども、性善説で行うのだと、それは管理をする立場からいったら、そういうことは普通は行わないのが基本です。そういうことも想定してやるというのが基本でございますから、そういうところをきちんとやっていただくような、今後のそういうことを考えていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○（財政）契約管財課長

入札に関しましては、さまざまな面、競争性を確保しなければならない、公平性を確保したい、透明性を確保したい、そういう部分では、基本的には話合いというものはやはり法律違反になりますので、法律の遵守ということで、入札のときに指名通知を出す、そういう条件を出すときには、そういうものは必ず遵守しなさいということは示しております。

ただ、それはやっているだろうということで、それに対する対応策を市がするということはなかなかできないものと考えております。それを防止する意味合いで、先ほど言ったような、入札方法、指名業者の公表等を差し控えたという経緯はございますが、ほかの市町村を見ましても、大体同じような入札方法をとっておりますので、これ以上のものは見当たらないのが現状です。

○吹田委員

前にも言ったのですけれども、例えば建築についても、入札当日に内容を全部出さなければだめだと、積算の関係をその日に出さなければその方はアウトだと、次の段階では、入札に参加できないと、こういう形のやり方をするというので、皆さんは参加するためには数字を確実につくっておかなければだめだと思います。

小樽の場合は、ただ、数字を 1 回入れて、後で相談する期間をつくって、積算を出せばいいというやり方だから、それならこういうことを簡単にできると考えていまして、こういうところについても、そういう面ではそういうものをつけて出すなどということをしちんとやらせることが、そういうことをやる、単なる数字だけのものではないと、こうなりますので、そういうことをやっていただきたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

応札のときに、工事の積算書、詳細なものを提出させることについてですが、先般の議会でもお答えしましたが、その行為に対しまして、市としまして、それを精査する事務、時間、人的なもの、また、業者にも負担になるデメリットもございます。道内では、札幌市が詳細な部分をやらせているという話も聞いておりますが、これから検討していく一つの材料であるとは思っております。

○吹田委員

それと、私は、基本的には、入札に参加するときには、そういう話合いをしないという念書を、一社一社からとるということをやればいいのかと思っておりますし、恐らくやっているのではないかと思うのですけれども、それはいかがですか。

○（財政）契約管財課長

念書をとるといふ形ですけれども、例えば店に入るとき、泥棒、万引きをしないといふ念書をとって店に入れさせることと同じような話ではないかといふ気はするのですが、基本的に、法律違反をしないことが前提で今、入札行為といふものは成り立っていますので、念書をとることは検討しておりません。

○吹田委員

私がそういう業者なら非常に簡単だと思ふぐらいに、私はそういうことをやることはそもそもないけれども、そういう面では、そういう形にならないようなやり方を発注側がしなければだめだと思いますので、ぜひこれからもこういうことについてはよく検討されて、市民の方々が納得するよう適切なやり方をさせていただきたいと思ふますので、よろしくお願ひします。

◎義務教育教材費について

次に、教育委員会に質問いたします。

まず、義務教育教材費が、昨年度決算では小学校が2,500万円ほど、中学校が1,590万円ほどの金額となつていますけれども、この内容、また、この金額をどこで実際に使う形になるのか、その辺を聞きたいと思ふます。

○（教育）総務管理課長

義務教育教材費につきましては、教室等で使う備品、消耗品、全てでございます。予算につきましては、各学校に、学校単位、学級単位で割り振つておりまして、実際には学校で事務員がそれぞれ購入することになっております。また、備品購入費につきましては、小学校1万円、中学校2万円という取決めもございますので、契約管財課にこういったものを買つてくださいといふことでお願ひして買つていただいている状況でございます。

○吹田委員

現場の方々に予算を渡してといふことになっているのですけれども、購入の段階で、現場では少ない予算をいかに有効に使うかといふことになるわけですから、どちらで買うかといふ問題ですが、教育委員会ではどこから買うことができるかといふことは、現場に伝えていると思ふますけれども、これはどのようにやっていますか。

○（教育）総務管理課長

教育委員会では、指名登録業者の一覧表を渡しまして、そこから買うようにといふこと以外は言っておりません。

○吹田委員

現場の皆さんは、市のやり方に沿つて買っていますけれども、適切なものをいかに小樽市内から調達するか苦労されている、苦心されているということですが、市内にはさまざまなそういうものを扱う業態があつて、その中で私は、現場で買う程度のものを、教育委員会が全ての中で用意するものはまた別だと思ふますけれども、そういうものは市内で買つていいといふぐらいのことをやってもいいのかと思ふますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（教育）総務管理課長

どうしても指名登録業者で買えないようなものについては、これはどこも同じだと思ふますけれども、ほかの業者も使えますが、一定のルールの中で、市と同じルールの中でやっておりますので、指名登録業者の中で安いところを探していただいてやりくりしていただいているという状況でございます。

○吹田委員

現実、いろいろと聞いていると、登録業者から買うと非常に高くつくと、場合によっては、1割程度高いなどという程度ではないといふことと言っているものですから、やはりこれは何かを変えないと、市民の皆さんからいただいているお金を有効に使えるのかと考えていまして、その辺はもう少し検討が必要ではないかと思ふますけれども、これは市全体の問題もあるかもしれませんが、市内で商売している方だったら何も問題ないと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

その安く入れられる業者がどういう業者なのかわかりませんが、安く入れられるのであれば、指名登録をさせていただいて、そのルールにのっとっていただければ、市や市教委などは買うことができますので、ぜひ小樽市の指名登録に登録していただきたいとは考えております。

○吹田委員

普通に買う場合は、おかしなところでない限りは、どこから買ってもしいような気がします。指名登録していなければだめだという考えでやっても、小樽市内の教育の質を上げるためには、お金がないわけですから、有効に使うための手段をぜひとももう少し検討していただいてもいいのではないかと思います。その辺をもう少し、原課も含めてやっていただきたいと考えるのですけれども、今後のそういうのは、今の段階の契約管財課長の話だけでは、それで終わりましたというのでは、これからのことを考えたら、ますます市税収入は下がりますから、教育はもっと大事になる、お金は必要だとなりますので、その辺をもう少し検討いただくことはできませんか。

○(教育) 総務管理課長

どうしても一定のルールの中で頑張っって節約してやっていくしかない状況でございますので、そこにつきましては、その範囲内で節約しながら頑張っっていきたくと思います。

○吹田委員

◎警備委託料について

次に、教育委員会にかかわっては、警備等の委託料が、小学校、中学校、また図書館や総合博物館など、さまざまあるのですけれども、まず、小学校、中学校の警備委託料は現在、どのような形で警備の関係をやっているのか、また、どういうところとそういう契約などをやっているのか聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(教育) 総務管理課長

現在、市内の全小・中学校に機械警備を入れております。機械警備ですので、機械を配置していただいて、それが作動した場合に、対応していただくという形ですけれども、休日、夜間についてお願いしている状況でございます。この選定につきましては、入札になりまして、機械警備の入札につきましては、契約管財課にお願いして選定していただいている状況でございます。

○吹田委員

契約については、また後で聞こうと思います。

今、総合博物館の本館、運河館などで、警備等委託料ということで決算に載っていますけれども、博物館の警備等委託料は、何が入っていて委託料なのでしょう。また、警備についてはどの程度かかっているのでしょうか。

○(教育) 総合博物館副館長

御質問の総合博物館及び総合博物館運河館の警備委託料についてでございますが、決算書には警備等委託料という表記でございまして、そこには警備料以外の委託費、例えば清掃業務や発券業務といったものが含まれております。総合博物館本館の警備料は32万7,600円でございます。一方、運河館の警備委託料は58万9,428円でございます。先ほど申しましたように、決算書に書かれています警備等委託料の中には、本館のほうには、例えば清掃業務、エレベーターの保守管理業務、アイアンホース号のボイラー性能検査といったものが含まれております。運河館のほうにも同じく清掃業務等が含まれております。

○吹田委員

約1,400万円の金額があって、警備については32万7,000円の内額だと今ありましたけれども、あまりにも小さいものをいわゆる款項目節にしてこういう経費を計上しているのは、私にすれば何か誤解を招くような感じで、もっと実態的な数字の表示が必要だと思うのですが、この辺についてはどのような形でこういうやり方をしたのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館のこの表記の仕方につきましては、旧博物館時代から引き継いでいるもので、最初にどういふ表記で始まったのかはわからなかったのですが、どうも清掃や発券を直営でやっていた時代からこの項目を使っているようございまして、機械警備だけは当初から委託になっておりましたので、それでこの委託料の頭に警備等とついたのでないかというふうを考えております。

この表記の仕方につきましては、委員の御指摘のとおり、一番大きなものを表示するほうがわかりやすいと思いますので、今後、財政部と検討してまいりたいというふうを考えております。

○吹田委員

それと、運河館全体の運営費の中の警備等委託料は、決算では222万2,294円という金額ですけれども、前年度予算の金額を見ますと、この倍の金額が計上されて、決算はうっかりして見なかったのですが、今年度予算では運河館総体の金額が九百数十万円、昨年度予算でも平成23年度予算でも九百数十万円であって、警備等委託料の金額が下がってしまったのですけれども、ただ総体の金額は変わらないと。これはどういう形でそういう形になっているのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

これは、決算書での取りまとめの仕方と、予算書での取りまとめの仕方が少し異なっておりまして、予算では警備等委託料の中に運河館での発券業務の委託料が含まれております。一方、決算では警備等委託料の中にこれが含まれておりません。管理経費に含まれております。その違いで数字が動いておりますが、平成23年度決算で220万5,715円、平成24年度決算で222万2,294円ですから、そういう意味では、前年度と同じ項目で比較した場合はほとんど変化がないというふうを考えております。

これにつきましても、どの予算をどの項目に取りまとめていくかの問題になってくるのですが、予算と決算で、予算・予算、決算・決算ですと同じ数字で比較ができるのですが、予算・決算で比較してしまいますとずれが出ますので、この表記の仕方につきましても、財政部と相談して改善を図りたいと思っております。

○吹田委員

そのほか、図書館、文学館・美術館があるのですけれども、これらの警備的な経費の決算額については、表示されたものがないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）美術館副館長

警備についてということで、文学館・美術館につきまして話をさせていただきます。

まず、文学館と美術館は同じ建物の中にありますが、維持・管理につきましては美術館費となっておりますので、私から話をさせていただきます。委員の御質問にございます警備の部分でございますが、警備を委託しているということから、清掃等委託料の中に入っております。

○（教育）総務管理課長

図書館についてですけれども、図書館も同様に清掃等委託料の中に入っているものと思われま。

○吹田委員

一方では警備等委託料になっていて、一方では清掃等委託料となっています。それは表示の仕方として違うのではないですか。歴史的なことでこうなっているという言い方をするのでですか。警備のものについてはその中に入っていますと言っていました。金額が小さいからそちらに入るのだと。先ほど、総合博物館については警備等委託料ということで表示されますと。二つを使っているのです。そういう形で内容が変わらないのに、なぜそういう二つになるのですか。

○（教育）美術館副館長

まず、美術館で言いますと、委託料が幾つかありまして、清掃業務、警備業務、暖房業務といったものが入るの

ですけれども、その中で清掃業務の金額が一番大きいことから清掃等委託料となっているものというふうに思われます。

○（教育）総合博物館副館長

総合博物館の警備等委託料の表記につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今後、財政部と相談して適切なものに変えられるかどうか検討してまいりたいと思います。

○（教育）総務管理課長

図書館につきましても、美術館と同じ部分かと思えますけれども、表記に少しばらつきがあるのは確かでございますので、今後、財政部と相談しながら検討してまいりたいと思います。

○（財政）財政課長

表記の仕方についてでございますけれども、先ほど、一部のところで、歴史的なもので、最初、警備だけだったものが途中からほかのものが入ってきたという中で、実態と合っていない状況になっているのは確かでございます。

ただ、先ほど、委員がおっしゃったような形で、清掃と入っているものと、警備と入っているものが混在しておりますけれども、どちらが多いからそれを頭として持ってくるかということになってくると、例えば警備の部分を増やして清掃が少なくなったときは、それまで清掃委託だったものを警備委託に変えていくのか、また、その逆もあるかと思えますが、そういう形になりますので、一概にどちらの名前が正解、不正解ということではないということは御理解いただきたいと思えます。

○吹田委員

今、財政課長がおっしゃったのは、言い方としてはわかります。しかし、そのときそのときの状況を正しくわかるための言葉です。だから、これもそういう形で中身が変わったのであれば名前を変える、言い方を変えると、これは絶対に必要だと思います。前から使っているものだからそのままいきますという形では、確かに皆さんは内容をわかっていますが、これを新たに見る人たちは、例えば、これは警備が中心なのか、清掃が中心なのかという形で、金額が大きいもので、表示が難しいものであればそうですけれども、表示されて、皆さんが理解しやすいというのは、それでやっていただくのが、私は形として正しいと思えます。これは皆さんで御検討されるということですから、ぜひそのようにと思えます。

◎教科用図書等購入費について

最後に、教科用の図書費ですが、何に使うための費用として図書費があるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

主なものとしましては、教員用の教科書と教員用の教科書の指導書でございます。

○吹田委員

教科書用の教材ということですから、教員の指導用のものだというのの一つあるということですが、この指導用のものというのは、教育委員会側で、こういうのがあるからこれを使ってもらいたいというやり方をしているのでしょうか。それとも、学校側で、教員の皆さんが自分で選択して決めて買うと、このどちらを選択されているのか、これだけ聞きたいと思えます。

○（教育）学校教育課長

指導書の購入の基準を設けておまして、1学級から2学級には1セット、3学級から4学級には2セットと、これは小学校の基準でございます。中学校でも同様に、1学級から3学級では1セット、4学級から6学級では2セットという基準を設けている中で、学校が需要数を報告して、それで購入しているところでございます。

○吹田委員

教育委員会側が提供したものを買っているのか、それとも、いくつかあって選択できるようになっているのか、それだけ聞きたかったのです。

○（教育）学校教育課長

例えば国語の教科書ですが、出版社が決まっております。採択制度でやっておりますので、どの学校でも同じ教科書なのですけれども、その教科書の出版社が発行している指導書を使っておりますので、参考書のたぐいとは違って、いろいろなものがあるというわけではございません。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

◎私道整備助成金について

私からは、私道整備助成金について質問します。

これは決算説明書の189ページにある小さな項目ですけれども、まず私道整備助成の制度の目的について説明していただけますか。

○（建設）庶務課長

目的についてのお尋ねでございますけれども、私道の整備の促進を図りまして、生活環境の向上にすることを目的としてございます。

○川畑委員

私道の舗装工事はどういう団体や個人でできるものなのかお聞かせください。

○（建設）庶務課長

地域の皆さんが利用している生活道路の環境整備に対する助成という趣旨でございますので、個人での申請ということではなく、団体での申請とさせていただきます。

○川畑委員

団体というのは、例えば地域でいけば町会ということになると思うのですが、町会に限定されるということなのでしょうか。

○（建設）庶務課長

申請する団体の範囲でございますけれども、町会でももちろん結構でございますし、町会よりも小さな単位、その道路を整備するとすれば、道路周辺にお住まいの方で団体をつくっていただいて、その方々を基にして、代表を決めていただいて、申請していただくということでも結構でございます。

○川畑委員

団体という名称になると、隣近所二、三軒で団体をつくるということになるのですか。

○（建設）庶務課長

そうです。地域の方、複数でございましたら結構なのですけれども、そちらで団体をつくっていただいて、申請していただくという形になります。

○川畑委員

ということは、何軒かでそろって、こういう団体の名称をつくって、申請するということがいいのですね。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

整備助成の対象となる道路について説明していただけますか。

○（建設）庶務課長

対象となる道路でございますけれども、まず幅員が3メートル以上の道路ということでございます。また、境界

が確定しております、工事について敷地の所有者の同意を得ている道路であること、それから、その道路の両端が公道に接続している、若しくは一方が公道に接続していて、もう一方が幅員 3メートル以上の私道に接続している、若しくは一方の端が公道又は幅員 3メートル以上の私道に接続しております、ほかの一方が学校や保育所などの公共施設に通じているということになっております。

○川畑委員

これは道路だけに限定されているのか、あるいは助成できる工事にどのようなものがあるのか、そして助成額がどのくらいあるのかお聞かせください。

○（建設）庶務課長

委員がおっしゃいました道路の舗装ということもありますし、側溝の設置もございます。それから、カーブミラーなどの交通安全施設の設置もできますし、また、それらについての維持補修工事となっております。

また、助成額についてのお尋ねでございますけれども、標準設計に基づく工事について交付するものでございまして、予算の範囲内で施工費の 3分の1の額を上限としております。

○川畑委員

工事の内容にはどのような種類の内容があるのかお聞かせください。

○（建設）庶務課長

工事の内容でございますけれども、道路の舗装、側溝を新しくつくる、先ほど申しましたけれども、交通安全施設を設置する、それぞれにかかわる維持補修が対象となっております。

○川畑委員

舗装の関係ですけれども、舗装でなく砂利を入れたいという場合はどうなるのですか。

○（建設）庶務課長

砂利を入れるということですが、既存の道路が砂利道でございまして、そこが穴が掘られているような状態であると、そこに砂利を入れるのであれば対象となるものでございます。

○川畑委員

交通安全施設うんぬんということがあったのですけれども、例えば道路標識というか、ここは通行人は危険ですというような表示をしたい場合は該当にならないのでしょうか。

○（建設）庶務課長

一般的な道路標識は道路管理者や公安委員会で設置するものですけれども、例えばここが通学路で危険ですというようなものは残念ながら対象となりません。

○川畑委員

そうしたら、ミラーやガードレールといったものに限定されるということですね。

それで、決算説明書の189ページに載っている決算額ですけれども、金額が相当小さいのですけれども、平成20年度から24年度までの私道整備助成の実績について、年度ごとの決算額、それから予算額、申請件数などがわかればお聞かせください。

○（建設）庶務課長

平成20年度からの申請件数と実績の金額について答弁いたします。

20年度は4件でございまして、57万2,200円、21年度は2件で25万3,600円、22年度は2件で40万6,000円、23年度は3件で62万1,900円、24年度は1件で1万9,800円となっております。

○川畑委員

今の答弁でいきますと、申請件数、決算額に相当ばらつきがあるようなのですが、特に平成24年度は極端で1万9,800円と下がっているのですけれども、この状況についての説明をお願いできますか。

○（建設）庶務課長

平成24年度の関係でございますけれども、24年度につきましては、道路の維持補修への助成でございますけれども、施工した区間、延長が短く、かつ、その1件のみの助成でございましたので、金額が1万9,800円と少なかったものでございます。

○川畑委員

私が知りたいのは、相当ばらつきがあって、なぜこのように少なく変化するのか、その辺の状況についてわかればお聞かせください。

○（建設）庶務課長

なぜかというのは、申請される側の問題でございますので、私どもで承知しておりません。

○川畑委員

決算額を先ほど聞いたのですが、予算額について変化をお聞かせください。

○（建設）庶務課長

予算額についてですけれども、平成20年度が100万円になります。21年度が60万円、22年度が50万円、23年度が100万円、24年度が50万円となっております。

○川畑委員

50万円から100万円の間に変化があるのですが、年度によって変わるというのは何かありますか。

○（建設）庶務課長

平成20年度は100万円ということで、その後、21年度が60万円、22年が50万円、23年度は100万円となっておりますけれども、22年度に申請がございまして、予算額をオーバーした状態になっていましたので、申請された方と協議いたしまして、翌年度の整備でお願いできないでしょうかという話をいたしまして、その翌年度、23年度予算の段階で、前年度できなかったその分のプラス、それから23年度に何件申請がくるかわからなかったのですが、その分の上増しを予算要求させていただいて、23年度は100万円と、前年度から増額になっております。

○川畑委員

この私道整備助成の制度を進める場合に、市民への周知というか、知らされていない部分が相当あるのではないかと感じるのです。それが申請の件数につながっているのではないかと思うのですが、これを持続するとすれば、周知の仕方をどのようにしようと考えているか、お聞かせいただけませんか。

○（建設）庶務課長

市民への周知でございますけれども、現在は毎年、年度初めの4月になりますが、各町会長宛てに、この私道整備助成、ほかの助成もありますけれども、そういうものを含めまして各助成制度についての概要を送付いたしております。また、各世帯に配布しております小樽市くらしのガイドの中におきましても、助成制度の内容を掲載いたしまして周知させていただいているところでございます。

○川畑委員

助成の申請後に、例えば申請者から取りやめをしたというようなことなどはあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

申請者からの取りやめでございますけれども、申請者の事情によりまして申請を取り下げられた例はございます。

○川畑委員

その取り下げられたというのは、例えば市民が困惑してそれを取り下げたといったことなのか、あるいは審査結果の通知受領前に着工してしまったなど、いろいろな例があるかと思うのですが、その辺で具体的にあればお聞かせください。

○（建設）庶務課長

詳細には承知していませんけれども、先ほど申し上げた 1 件だけは記憶しているのですが、この場合は資金的な事情とは聞いておりますけれども、詳細については承知していません。

○川畑委員

こういう手続は、市民にとってはなかなか難しい面もあるのだらうと思うので、そういう点ではどういうところに注意しなければならないのか、その辺を最後に聞かせていただけますか。

○（建設）庶務課長

注意すべき点でございますけれども、私道整備の場合ですが、整備するのは当然、私有地になります。このため、私有地の所有者の承諾なしに当該地を整備することはできませんので、必ず土地所有者の承諾が必要になるということがまず 1 点でございます。

それから、費用に関してなのでございますが、市からの助成分以外の費用につきましては、地域の皆さんで負担することになるかと思っておりますけれども、費用を負担する皆さんで十分に話をされることが大切だというふうにお考えしております。

○小貫委員

◎簡易水道事業について

最初に、簡易水道事業について伺います。

決算説明書の簡易水道事業特別会計の中に、繰入金として一般会計からの繰入金金が 2,768 万 2,700 円とあります。平成 15 年度から一般会計から繰入れが始まっていると思います。15 年度からの一般会計からの繰入金の総額についてお聞かせください。

○（水道）総務課長

一般会計からの繰入れの総額でございますが、平成 15 年度から 24 年度までの 10 年間で約 4 億 8,800 万円となっております。

○小貫委員

平成 14 年度まで、簡易水道事業は同じく赤字だったと思うのですが、その部分について小樽市が補填していなかった理由を説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

平成 14 年度まで小樽市が負担していなかった理由でございますけれども、石狩湾新港小樽地域の開発については石狩開発株式会社が行っておりまして、土地区画整理事業ということで整備しておりました。この区画整理事業の施行に伴って、昭和 57 年に小樽市と石狩開発で協定を結んでおります。その協定書の中で、小樽市が水道事業者となって水道の布設及び経営を行うと、石狩開発については建設費の一部及び経営収支の不足額等について負担するということになっておりましたので、収支不足については石狩開発が負担するということが経営破綻する平成 14 年度まで負担していただいていたということでございます。

○小貫委員

石狩開発が平成 14 年度まではやっていたということなのですが、それが、小樽市に負担が求められて、15 年度から 4 億 8,800 万円も負担しているということです。今年度から当別ダムの供給が始まるのですけれども、当別ダムからの供給地域における、24 年度の簡易水道での給水実績と 25 年度の当別ダムからの給水の計画水量についてお聞かせください。

○（水道）主幹

平成 24 年度の簡易水道給水実績、25 年度の当別ダムからの給水の計画水量でございますけれども、1 点目の 24 年

度の給水実績でございますが、1 日平均給水量で576立方メートルとなっております。また、1 日最大給水量で1,032 立方メートルとなっております。

2 点目の25年度の当別ダムからの計画給水量でございますけれども、1 日当たり1,170立方メートルとなっております。

○小貫委員

1 日平均で言えば576立方メートル、計画給水量は1 日当たり1,170立方メートルということで、かなりの開きがあるのですけれども、この理由は何でしょうか。

○（水道）主幹

大きな違いは、今年度から地下水利用組合の水量も見込んで計画水量を設定しておりますので、地下水利用組合の簡易水道への切替えがされていないという結果だと判断しております。

○小貫委員

それでは、地下水利用組合が簡易水道事業ではなく独自の地下水を利用している経過を説明していただけますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

地下水利用組合の経過でございますけれども、この組合は食料品製造企業が集まって設立された組合でございます。この組合の前身でございます自家用工業用水利用組合というのが昭和59年に設立されていまして、この当時は食料品以外の企業も集まって設立されて、地下水を水源として供給を独自にしていたと聞いております。

ただ、この地下水の揚水につきまして、工業用水が供給されるまでの暫定的な扱いということで組合がスタートしたと聞いております。その後、平成11年になりますけれども、北海道企業局で行っております工業用水の供用が開始することになりましたが、食料品製造企業はこの工業用水について食料品には水質が適さないということがございまして、工業用水への転換をしないで地下水の揚水をこれまで続けているということでございます。

○小貫委員

今の答弁について幾つか聞きますけれども、まず、地下水を水源にしていたというところで、これはどこの関係で地下水を利用するということが決められたのか、勝手に始めたわけではないと思うので、どこかに申請か何かをしたのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

この地域の地下水の揚水については、特に許可や認可は必要ない地域でございます。ただ、先ほど申し上げました自家用工業用水利用組合や地下水利用組合の設立については、北海道が指導して組合が設立されたというふうに聞いております。

○小貫委員

北海道の指導の下ということですが、利用しない理由の一つに水質が適さないということが挙げられたと言われています。これは、今の当別ダムから供給される水についての比較でも同様のことを言われているのか、あくまでも当別ダム前のときの水質の状態を言っているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

食料品には水質が適さないという表現でございますけれども、あくまでも北海道が行っている工業用水についてはそういう扱いです。ただ、今年度から始まっている、当別ダムを通して石狩西部広域水道企業団で浄水を行って小樽市が供給を受けている水については、当然、上水道ですので、そういう問題は一切ないと考えております。

○小貫委員

今年度から、計画では、地下水利用組合が当別ダムの給水を受けるということが前提で、料金設定がされていまして、現状について説明してください。

○（水道）主幹

現状でございますけれども、地下水利用組合のうち、1社を除いて全てが生産用水として地下水、生活用水として簡易水道を利用している現状であります。地下水から簡易水道に切替えを行ったかどうかにつきましては、切替え工事の届出が出されているかどうか、また、給水量に大きな変化があったかどうかで判断することになりますけれども、9月末現在で、切替え工事の届出ですが、昨年度と比べて給水量の大きな変化はありませんので、地下水から簡易水道への切替えが行われていないものと考えております。

○小貫委員

ということは、先ほど給水の計画量と実績を挙げてもらいましたけれども、地下水利用組合がそのまま利用しない可能性がある状態だと思うのですが、簡易水道事業の今年度の収支見込みはどのようになっているのでしょうか。

○（水道）総務課長

今年度の収支見込みでございますけれども、本年4月から9月までで、水道料金の収入としては約2,800万円の収入がございます。このまま地下水利用組合から切り替わらないというふうに仮定しますと、平成25年度末での水道料金の収入は6,000万円程度と見込まれます。予算ベースの比較で言いますと、この部分を予算と比較しまして、1億1,000万円程度の減収ということになりますので、この部分が収支見込みとして見込まれる予定でございます。

○小貫委員

約1億1,000万円が不足するということですが、この1億1,000万円は、やはり結果的に一般会計から出さなければいけなくなってしまうのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

赤字部分が1億1,000万円になった場合についてですけれども、例年どおり一般会計からの繰入れになるということと考えております。

○小貫委員

例年どおりという言葉でしたけれども、冒頭でありましたように、平成24年度決算では一般会計からの繰入れが約2,700万円、それが1億1,000万円まで跳ね上がるとしたら、今の小樽市の財政にとって非常に打撃だと思います。それについて、結局、地下水利用組合の方々に、解決のためには、やはり当別ダムの水を使っていただくしかないと思うのですが、利用していただくために、例えば、何か年か利用料を軽減するなど、激変緩和措置、軽減策をとって入っていただくということは無理なのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

現在、40社以上が簡易水道を現料金で使用している状況でございます。この中で、今、地下水利用組合には小樽市域で7社ございますけれども、その7社だけを特別扱いして料金を下げることは、なかなか御理解も得られないと考えていますし、難しいものだというふうに考えております。

○小貫委員

しかし、何らかの手段でこれらの企業が簡易水道事業に切り替えてくれるようにしないと、小樽市の母体負担は、毎年度1億円も支出していたら、大変なことになると思います。

幾つか例を挙げますけれども、秩父市の場合、これはたしか全企業に対してなのですが、多量に水を使用する場合、水道料の一部を補助する製造業水道料補助金というものが設けられております。また、盛岡市でも同じように、製造企業の生産活動を支援するというので、支援を強めています。それ以外にも、企業立地との関係での水道料金の軽減が幾つか行われております。

今、石狩湾新港小樽市域に企業に来てほしいと、市長が頑張ってトップセールスでやっています。ただ、その一方で、悲鳴を上げている、今、張りついている企業に対して軽減措置はとれないのかということで、これから来てもらう企業に対しても、小樽市はそういった企業の声をしっかりと聞いて行っていますので、ぜひ安心して来てく

ださいと、そういうアピールにもなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

水道料金につきましては、今年度、変更しております。それまでは、確かに全道的にもかなり高い水道料金設定になっておりました。また、大量に水を使う企業については、逦増制という料金設定をしておりましたので、使えば使うほど割高な単価、水道料金 1 立方メートル当たりの単価が高くなるということでございましたけれども、新しい料金設定ではその逦増制を廃止しまして、一定程度の水量を使っても料金単価は変わらないということもございますので、あくまでも小樽市としても水道料金、企業にとっての経費が削減できるように料金値下げをして対応してきたということでございます。

○小貫委員

もう一つ必要だと思うのは、北海道の姿勢が重要だと思うのですが、小樽市としては、地下水利用組合に簡易水道を利用してもらうことにかかわって、北海道の役割についてどのように考えているのか、お示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道の役割ということでございますけれども、この地域については、北海道がある程度、指導などの立場でかかわってきております。その中で、北海道が平成 3 年に地下水揚水計画というものを策定しております。この揚水計画の中で、地下水の揚水については、恒久水源から用水が供給されるまでの暫定的な措置であるということであって、それに基づいて、今まで北海道が企業に対して指導も行ってきた経過がございます。そういった経過がございますので、小樽市としては、地下水のくみ上げをやめ、小樽市の上水道を使ってもらえるような方策を北海道に責任を持って考えていただくと、ぜひそれに向けて実現してほしいということで、北海道に対して今までも要請してきているところでございます。もし、切り替わらないことによって簡易水道の収支不足が生じた場合には、北海道に対してその補填をしていただきたいと、支援をしていただきたいということで、あわせて申入れを行っているところでございます。

○小貫委員

やはり北海道の何かしらの支援というか、責任のとり方というか、そういうものがあると思うのですが、これについては先ほど、北海道に対して言っていくということなのですが、ぜひこの役割は市長に担っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道に対する要望、要請でございますけれども、まず、本年 6 月の時点では、小樽市長から知事宛てに文書を提出し要請しております。このときには、副市長に北海道に出向いていただいております。その後も事務レベルでも足を運んで、ぜひ解決してほしいということを行っております。今後も引き続き、要請していきたいと考えております。

○小貫委員

そういった要請に対して、現時点で北海道はどのように答えているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

北海道としては、小樽市に対しての補填については、今の段階ではなかなか難しいということで、前向きな回答はいただいている状況でございます。

○小貫委員

◎他会計、基金からの借入れについて

次に、財政問題について幾つか絞って伺います。

他会計、基金からの借入れですけれども、財政の概況によると、借入金の総額は 53 億 8,600 万円に減少しているのですが、今後の償還計画について、借入れを行わなかったことによってどのような変化があるのか、お示してください。

い。

○（財政）柴田主幹

他会計と基金からの借入れにつきましては、償還計画を立てた上で借入れを行っているところであります。今後、この償還計画に沿って償還していく予定としているところであります。ただ、先般、第3回定例会におきまして議決いただいておりますけれども、土地開発基金の借入れにつきましては、繰上償還をしていく予定でございます。これに伴い基金廃止となりますので、これまでの償還計画に比べまして、土地開発基金への償還分については減少するという見込みを立てております。

○小貫委員

今、財政健全化の指標では、他会計からの借入れは赤字と見なされていないのですけれども、他会計からの借入れ、基金からの借入れも含まれますが、赤字と見なされた場合、財政健全化の比率というのは、平成24年度の数字でどのようになるのか、お示してください。

○（財政）財政課長

赤字と見なすという場合ですので、健全化判断比率の中の実質赤字比率での試算で説明いたしますけれども、平成24年度決算は1億5,600万円ほどの黒字でしたが、これに他会計と基金からの借入金、53億8,600万円を赤字と見なして試算いたしますと、実質赤字比率は15.79パーセントとなりまして、現在の早期健全化基準の11.68パーセントを上回ることとなります。

○小貫委員

そういう状態ですので、市長も他会計から借入れを行わないということで平成24年度予算を組んだと言っていたけれども、財政健全化の上で必要だと思うのは、財政の概況によると、20年度をピークに市税収入の減少が続いています。このことについてどのように分析しているのか、御見解をお願いします。

○（財政）税務長

平成20年度をピークに市税が減少していることの分析でございますけれども、主な税目三つに絞って話をいたしますが、まず、個人市民税につきましては、大きくは、やはり人口減少に伴う納税義務者数の減少によるものと考えております。もう一つ、個人所得の減が影響しているというふうには分析しております。

あと、法人市民税につきましては、先日の当委員会でも申し上げておりますけれども、20年度に、郵政民営化などにより、法人市民税の税額そのものは増加しておりますが、税額は景気低迷等に強く反映、影響されますので、そういうことに伴って、市内の事業所、支店等も含めて、事業所が廃止されるというようなことで、法人数が減少傾向にあると考えております。

あと、固定資産税・都市計画税につきましては、この間、土地につきましては、地価がずっと下落傾向に歯止めがかかっていない、それと、家屋につきましては、新增築分がなかなか増えない、これも減少傾向にあると、さらに、21年度には評価替えを行っておりますので、これらの要因で減少になっていきます。引き続き、土地、家屋についても減少傾向にあるということが言えるというふうと考えております。

○小貫委員

あとは総務常任委員会などで伺いますが、せっかく監査委員がお見えですので、佐々木監査委員に伺います。

◎消費税率引上げに伴う医療機関の税負担の増加について

小樽市各企業会計決算審査意見書の中の病院事業会計に対する意見のところですが、先日、安倍首相が8パーセントへの消費税増税を決定したと言っておりますけれども、意見の最後の段落で、「全国的な医師不足や消費税率引上げに伴う医療機関の税負担の増加」とありますが、この「消費税率引上げに伴う医療機関の税負担の増加」というのは、どういうことが考えられるのか、お聞かせください。

○佐々木監査委員

この問題につきましては、いまだ明らかな指標といえますか、数字的に把握できておりませんので、お答えできません。

○小貫委員

かわりに病院局、お聞かせいただけますか。

○（経営管理）管理課長

一般的に言われています消費税率引上げに伴う医療機関の影響ということでございますが、まず一番に考えられますのが、診療報酬には、現在、消費税分は加算されておられません。そのため、病院負担の消費税額、これらが増額になることが考えられます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○山田委員

◎監査委員意見書について

監査委員に対しては先ほど小貫委員からも御質問がありましたが、私も各企業会計決算審査意見書、また、「財政健全化」審査意見書、「経営健全化」審査意見書を見させていただきまして、その中から何項目か質問いたします。質問するに当たり、今回、代表監査委員に就任されて3年が経過しました菊池代表監査委員に答弁をお願いいたします。

「財政健全化」審査意見書では、算定の基礎となる事項を記載した書類について関係法令に基づき適正に作成されているかどうか、これを主眼に置いて、各数値が平成24年度決算数値及び地方財政状況調査表の数値と符合しているかどうか、また、各見込額等の算定が適切かどうか、この部分を確認していただいたと思います。また、「本年度は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに生じておらず、また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回るとともに、その比率が逡減していることは、財政健全化に向けた取組等の成果が現れていることがうかがえます」と、こういう言葉の結びになっております。

また、「経営健全化」審査意見書では、今回、この審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はともに適正に作成され、前年度に引き続き資金不足額を生じた会計はありませんでした。ただ、この中で、「病院事業会計については、平成22年度以降資金不足比率は生じていませんが、今後とも健全な経営基盤の早期確立に向け、引き続き小樽市立病院改革プランを着実に実行されますよう強く望みます」と記載されております。

今回、病院事業会計の24年度決算成績の悪化について私なりにさまざまな要素が考えられます。一般会計からの繰入金の減少、また、新市立病院建設に伴う除却費の増加、これはたぶん量徳小学校の解体費用なども含まれていることと思います。その損益収支は6年ぶりに純損失が計上されております。この除却費が営業成績に影響を与えたと考えますが、まず、その影響を与えたこの部分について御意見をお聞かせ願います。

○菊池監査委員

病院事業会計の昨年度の経営成績についてですが、前年度と比較しますと、損益収支が約9,000万円悪化し、約1,000万円の純損失を計上しましたが、これらの中身をもう少し詳しく見てみますと、収益面におきましては、一般会計からの繰入金約6,000万円減少したこと、そして費用面では、新市立病院建設に係る旧量徳小学校の解体工事に伴いまして、約2,000万円の除却費用が発生したことなどが挙げられます。ただ、これらのことは、ある意味で一過性のことでありますので、こうしたことを考慮いたしますと、前年度に比べて経営成績自体が極端に悪化しているとは言えないのではないかと考えております。

○山田委員

この6年間の部分を見させていただきましたが、今回、営業成績が特別に悪いというわけではないという監査委員の御指摘もありますので、私もその意見には賛成しております。

この後、いろいろな部分が指摘されておりますが、最後の項、「法適用の公営企業会計においては、平成26年度から新会計基準が適用されることに伴い、特に資金不足額の算定においての影響が見込まれますので、更なる経営改善に向けた努力が必要であると考えます」と、こういう記載があります。この新会計基準移行について煩雑になることを心配しております。これについての準備や対策など立てられていると思いますが、この新基準で注意しなければならない点を、主な例を挙げてお聞かせ願います。

○菊池監査委員

新会計基準でございますが、平成26年度の完全施行ということで、特に注意すべき点といたしましては、引当金等の計上というものが義務づけられますことから、損益収支の状況に注意が必要ではないかと考えております。

そのほか、財政健全化法に基づく資金不足比率の算定については、新会計基準の導入による影響が全くないとはいえないというふうに思いますので、今後における一般会計からの繰入れの状況などを含め、運転資金の状況について注意が必要かと考えております。

いずれにいたしましても、現時点では、各企業会計におきまして、これらの数値等を精査している段階であると聞いておりますので、引き続きこれらの推移を注視してまいりたいと考えております。

○山田委員

今、言われたように、引当金を計上すると、経営の母体となる運転資金がその分減少していく、ということは、経営に対しての運転資金が減った分、経営に対する足かせになる、そういうことも私は聞いておりますので、その部分は今後とも監査委員皆様方の厳密なる審査を経て、一般会計、企業会計の監査をしていただきたいと思っております。

○酒井委員

私からは、決算説明書の中から3点ほど質問いたします。

◎校務用パソコンについて

まず、こちらの6ページにあります校務用パソコン整備事業費ですが、計上額が279万円、それからその下にあります学校情報ネットワーク環境整備事業費、これらは関連がありますので、一つの質問として質問いたします。

まず、昨年度、中学校なのですが、教職員用のパソコンが校務の情報化を進めるということで130台配備されております。その下にありますが、それに伴いまして、ネットワーク化、それからセキュリティ化ということで学校情報ネットワーク環境整備事業が進んだと思いますが、教職員の皆様に配置して、実際、使える方、使えない方がいたと思うのですが、その辺の指導などはどのようになっているか、まずお聞かせいただけますか。

○（教育）総務管理課長

これにつきましては、平成22年度から全教職員に当たるように順次、整備を進めておりますけれども、24年度に

つきましては130台導入し、中学校では、これでパソコンが全教職員に1台ずつ、あと、LAN、サーバ、セキュリティサービスといったものを整備したばかりでございます。今年度、導入したばかりのところにつきましては、まだ接続できていないところもございますけれども、基本的には既に学校で、詳しい教職員がこれを接続して使えるような状態にしているものと考えております。

○酒井委員

校務の情報化、それから児童・生徒情報などの適正な管理を推進するためというふうに書かれております。このネットワークについては、セキュリティ機能も強化されておりますので、情報漏えいなどの心配はないと思うのですが、この配置したパソコン、今まで配置した分もそうだと思うのですが、USBメモリなどの外部媒体に情報を移せるのか移せないのか、それから、移して、例えば家に持ち帰ったときに、それを出すときに何か手続があるのか、それと、せっかく学校側のセキュリティが強いのに、家に持ち帰ったときに、家のパソコンのセキュリティが脆弱で、そこから情報が漏れるという危険性も考えられるのですが、その辺の対策について御答弁願います。

○(教育)総務管理課長

まず、機械的な部分でございますけれども、外部媒体、USBメモリといったものに機械的に移すことはできません。ただ、小樽市立学校校務用コンピュータ取扱要綱というものを定めておりまして、基本的には原則禁止ということになっておりますけれども、必要があれば学校長の許可を得て持ち出すことはできることになっております。

また、持ち帰った場合、これも一時的にということで限定つきではあるのですが、セキュリティの部分につきましては、昨年度も通知を出しておりまして、十分気をつけるようにということで周知を図っております。

○酒井委員

繰り返しになるのですが、セキュリティが強化されているということで、ないだろうと思うのですが、万一情報漏えいした場合に、マニュアルといいましょうか、どのように手続をするか、どのように報告するかなども含めて、ぜひ御指導していただいて、事故のないように、また、せっかく配置したものがうまく利用されないと無駄になってしまいますので、その辺の指導をよろしくお願いします。

◎高校生就職スキルアップ支援事業費について

次に、高校生就職スキルアップ支援事業ということで、126万円と決算額が載っております。この中身を見ていきますと、市内の企業への定着を図るためということで、主に高校1、2年生を対象にということで記載されておりますが、何人ぐらい参加されたのか、それと各学年というのでしょうか、そういうデータがあれば、御説明いただきたいと思えます。

○(産業港湾)商業労政課長

高校生就職スキルアップ支援事業の参加人数ですけれども、これは登録制をとっておりまして、平成24年度につきましては116名の登録がございました。その内訳につきましては、定時制の生徒もいますので、卒業生という言い方をいたしますけれども、24年度に卒業された3、4年生の生徒が74名、それから昨年度から新卒の未就職者も対象としておりましたので、新卒の未就職者が7名、残りの35名が高校1、2年生となっております。

○酒井委員

結構参加されたのではないかと思います。

この事業は委託だったと思うのですが、具体的にどのようなことが行われたのか、簡単に結構ですので、説明をお願いいたします。

○(産業港湾)商業労政課長

この事業の内容ですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、高校1、2年生を主に対象として、就職活動に際するスキルアップを図っていただくという事業になっております。事業内容といたしましては、開始時と就労

時のセミナーの開催をはじめ、事業所実習、事業所視察、個人面談、キャリア支援出張授業、就職活動実践サポート、企業と高校を結ぶ情報交換会といった事業内容を行っております。

○酒井委員

事業所実習、視察についてなのですが、もう少し具体的にどのようなことが行われたのかといった部分も含めて答弁をお願いします。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、事業所実習につきましては、よく高校生はインターンシップをしていると思うのですが、インターンシップは無償でやることになりませんが、この事業所実習については、夏休み、冬休みを活用して、無償ではなく、報酬を受けて事業所実習をするということが特徴的なことでございます。報酬を受けることで、生徒にも責任感が生まれやすし、実習先の企業でも目的をきちんと持って実習をさせることができるという形で行っております。

それから、事業所視察につきましては、市内の事業所をお願いして、事業所の見学と、そこの担当者に仕事の内容や心構えのようなことを生徒に向かって話していただくといった内容で実施しております。

○酒井委員

卒業生も含まれていると聞かせていただいたのですが、この事業を通して、実際に地元で就職された方もいるかと思えます。その辺は具体的にどうでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

就職先が市内、市外ということまでは把握していないのですが、先ほど言いました74名の卒業生のうち、53名が就職の内定をいただいております。残りの21名のうち、11名は進学ということで、就職が決まらなくて卒業した方が10名ということで、その方たちにも引き続きフォローをしていると聞いております。

○酒井委員

就職も決まったということで、本当にこの事業をやってよかったと感じております。

ちなみに、この事業を通して、例えば先ほどの就職先の話ですが、さまざまな業種があると思うのですが、そこにマッチングしなかったなどということもあるかと思うのですが、就職された方の主な業種などのデータがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○（産業港湾）商業労政課長

先ほど言った53名の就職先の業種までは押さえていないのですが、小樽市内でよく言われているのは、事務、販売、サービス業につきたいという生徒が多くて、今の就職状況ですと、事務職の求人がなかなか少ないというところでのミスマッチというのでしょうか、そういったことがあるとは聞いております。

○酒井委員

若い方の定着がなかなか難しいといいたまいますか、札幌に出てしまうということも含めて、この事業を通して、市内、それから市外も含めてですが、まず就職していただいたことは本当にうれしいことだと思います。

◎「小樽の食品」海外販路開拓支援事業費について

最後に、「小樽の食品」海外販路開拓支援事業ということで、1,027万2,000円の事業がありました。この中身をお聞かせいただきたいと思えます。

まず、東アジア等への進出に意欲のある企業ということで、具体的にどの国だったのか、それから、市場調査などもこの事業の中に入っていますが、どのような市場調査をされて、どの国に対して販路を拡大する事業をやったのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

「小樽の食品」海外販路開拓支援事業ですが、東アジア等ということで、当初、どの国かと決めて事業を進めてはおりませんでした。この事業は国の重点分野雇用創造事業を使ってやったものですから、通年の中での催事とい

うことで、秋の催事を目指そうという中で、幾つかの催事をピックアップいたしました。その中で、秋に開催される効果的な催事ということで、上海と台湾とシンガポールの催事をピックアップいたしました。その中で、市内の製造業者を中心に声を聞いた中で、東南アジアへのニーズが高くて、最終的にはシンガポールの催事に出席しようということで、Oishi JAPAN 2012というシンガポールでの催事に出席させていただきました。催事の出席という事業費が多いのですけれども、来た方については、当然バイヤーも来まし、最終日には一般市民の方の来場もありました。行った企業のことも含めて、シンガポールはそれほど大きい国ではないのですけれども、東南アジアにおいても、経済についてきちんとしている国で、いろいろな国々いろいろな交流があるといった現状も踏まえて、調査してきたところでございます。

○酒井委員

意欲のある企業を募集し、ということだったのですけれども、具体的にどれぐらいの企業が参加されたのか、その辺の数字について答弁をお願いします。

○（産業港湾）産業振興課長

市内の製造業者、たしか、たしかで申しわけないのですけれども、30社前後の企業を回らせていただきまして、最終的には13社の商品、三十数品を持って催事に出席しました。その13社のうち4社については、社員も同行して営業活動をさせていただきました。

○酒井委員

この事業を通して、出席するとともにビジネスチャンスを創出するということが書かれております。具体的に何か実績になったことがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）産業振興課長

終わってからも何回かやりとりをして、二十数件の商談が継続しましたけれども、最終的にはその二十数社はうまくいかなかったのですが、この期間中、初日に、ワインを入れたいと、お酒を入れたいという企業が来て、その期間中にまた来て、この催事は11月初めだったのですけれども、クリスマス商戦を狙って北海道のワインを入れたいということで、期間中に契約となったのが1件ございまして、うれしい報告としてはその1件が契約になったということでございます。

○酒井委員

実際にそうやって契約になったということで、そこからまたいろいろと広がる可能性があるかと思っております。フォローアップも含めて、ぜひ販路拡大についてお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

先日の質問に絡めて伺います。

◎学校適応指導教室等について

そのとき、市長は出席されていませんでしたので、教育委員会に学校適応指導教室ということで、不登校の子供のことについて伺いました。それで、小樽市では、現在、小学校で6人、中学校で52人の不登校になっている子供がいるということで、その対応などについても伺いました。その点を踏まえまして、この適応指導教室に通えていない子供が34人いるかと思うのですけれども、先日も話したとおり、なかなか会えないなど、いろいろなケースがあると思っております。教室に参加できない子供へのケアはどのように行われていますか。

○（教育）指導室主幹

学校に行けない子供たちに対するケアについては、まず、不登校の子供たちはさまざまな不安や悩み等を抱えて

おりまして、その原因というのも心理的なものや情緒的なものなどが相互的に絡み合って、なかなかつかみづらいというのが実情でございます。

学校としては、大切にしていることは、やはり保護者や本人との面談の機会を多く設けて、まず話をじっくりと聞くと、それから、その相談を受ける機会を多くすると、そういう機会を設けることによって、子供たちの不安、悩みなどを解消していくと、そういう取組をしております。また、時には学校復帰を無理に強いることは慎重に行わなければいけない場合もございますので、児童・生徒一人一人の状況に応じて対応しているというところでございます。

○秋元委員

例えば、小学校から中学校に上がる時、小学校と中学校とで連携されると思うのですが、どのような形で引継ぎをされているのか伺います。

○（教育）指導室主幹

まず、小学校から中学校に進学する前に、主に3月段階で、学校同士で引継ぎが行われます。その引継ぎの内容は、出席の状況はもとより、家庭環境や不登校になるきっかけ、指導の経過などで、詳細な引継ぎが行われます。また、中学校に進学した際には、当然、学級担任等が家庭訪問などを行って、学校の様子、行事等のお知らせといったことを繰り返すことによって、少しでも登校するきっかけをつかんでいく、どんどん話をしていくと、そういう取組をしているところでございます。

○秋元委員

先日も話したとおり、不登校になった子供から、教育委員会としても、学校としても何とか学校に来てほしいという思いがあって対応していることが、実は善意の押しつけになっていたという話があって、ショックを受けたという話をさせてもらいました。中学校に上がって、家庭訪問を教員がするわけですが、その判断は教員個人がされるものなのですか。

○（教育）指導室主幹

各学校には、校内生徒指導委員会、生活指導委員会という校内委員会がございます。あくまで、そういう一人一人の事例に対して、学校全体で、職員会議等を通して交流をしながら、対応策等は絶えず話し合いながら進めているところでございます。担任1人の判断で動くというよりは組織的に動いているという状況でございます。

○秋元委員

先日、聞かせていただいた不登校になっている子供の人数ですが、これは一人一人の人として押さえているのか、人数で聞いていますから、改善されて登校している子供がいると1人減るわけですが、ところが、新たに子供が不登校になって増えるわけですが、人数的な数字的な押さえなのか、人的な押さえなのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）指導室主幹

先日、答弁しました数字につきましては、人数の数字でございます。先日、定義についても答弁いたしましたけれども、年間30日以上欠席した児童・生徒がいた場合に、1人ということでカウントされることになっております。

○秋元委員

症状と申しますか、状況が改善した人数と申しますか、先日、不登校の子供がピーク時で100人を超えていたと新聞に載っていましたが、当然、改善したから人数は減っているのでしょうか、それは、中学校を卒業して人数が減っているのか、それとも症状が改善して人数が減っているのか、また、その症状の改善と申しますか、その辺は押さえられておりますか。

○（教育）指導室主幹

症状の改善と申しますより、まず、学校復帰を平成24年度中に果たした児童・生徒は小学校で1名、中学校で4

名の計 5 名となっております。症状というか、改善もさまざまで、一度学校に戻ったのですけれども、また学校に行かなくなるなど、さまざまな状況がございますので、その部分は御承知願いたいと思います。

○秋元委員

専任指導員の方がかかわっていると承知しておりますけれども、専任指導員の方はどのようにかかわっているのですか。

○（教育）指導室主幹

適応指導教室には専任の指導員が 2 名、それからふれあい協力員というのが 1 名、それから市のスクールカウンセラーが 1 名配属されておまして、主に学習指導を、小学生、中学生がおりますので、その個人個人に応じた教科の指導や、また、本人や保護者との教育相談、そういうことを通して一人一人の子供たちと向かい合いながら、学校復帰に向けた取組をしているところでございます。また、在籍校の教員が絶えず適応指導教室に出向いて学校の情報を、また、適応指導教室から本人や保護者の状況を、という情報交換も行っているところでございます。

○秋元委員

小・中学校に関しては、小樽市教育委員会として、また、学校として取り組んでいることがわかりました。

一つ心配なのは、中学校から高校に上がる際に、これも先日の講演会の中で当事者だった方がおっしゃっていましたけれども、中学校から高校に進学する際に、どういうふうに進路を決めていいのか、保護者もそうですが、本人も非常に悩んでいたという話をされていたのです。その辺の指導はどのようにされておりますか。

○（教育）指導室主幹

学校では、保護者や本人の希望を重視しつつ、進学についてはいつでも相談に応じるという姿勢で臨んでおります。主に家庭訪問等を通して、生徒及び保護者との面談をしていくこと、それから本人や保護者の希望があります。それから、児童・生徒一人一人の状況に応じた進学先の情報の提供、そういうことを通して進学先を決定していくこととなります。面接試験の指導なども行っている状況でございます。

○秋元委員

先日、引きこもりの会の方が必ず進学の高校も紹介しているという話をされておまして、札幌なのですけれども、そこに進学した生徒は、人数は確認しませんでした。全員卒業されたそうです。その卒業生の中で 1 名が専門学校に通って、その後、卒業されて、今、就職先を探しているという話をされておまして、その引きこもりの会の方が道内のいろいろな学校を調べて、ここを紹介しているという話をされていたのですけれども、少し難しいかとは思いますが、そのようないろいろな情報はありますけれども、それを選んでくれるのも保護者としてもなかなか難しいのではないかと、それより、ここがいいという話で、その体験学校、体験入学などを通して決めているようなのですが、そのような情報はありますか。

○（教育）指導室長

不登校ということで、出席日数や学力の面も、高校に入学した後の、それこそ入ればいいというよりは、その後どうしていくかということが、長い人生の中の非常に大事な時期ですので、そういうことを十分に考えながら、保護者にとしてみると、早い段階からの教育相談が、中学校もそういうことに取り組んで、特に主に私立高校については積極的にそのような受入れというか、体制というものを整えるということも聞いておりますし、そういう情報についてはそれぞれの学校もたくさん持っている、また、高校の教員もいろいろと、学校に来て自分の学校について話していくこともありますので、そういう情報を常に提供するといったことが行われております。

○秋元委員

当事者の方はやはりいろいろな面で非常に不安を持っているということで、どういうものが必要なかと聞いた話、話をよく聞いてくれる場所が必要だと言うのです。小樽市でどういうことができるのかという話をさせてもらったのですけれども、就職に対していろいろなアドバイスをもらったり、人間関係の悩みなども聞いてもらえたり

するようなどころがあればいいという話をされていた方もいらっしゃいましたし、不登校の時期に勉強できなかったところをどこかでカバーしたいという話をされていた方もいらっしゃったのです。それはすぐには人それぞれ違うでしょうからなかなか難しいとは思いますが、なるほどと先日も話したとおり、生の声というのはいろいろと考えさせられる部分があると再認識したところです。

◎若年者雇用について

次の質問に行きますけれども、市内の平成24年度の就職人数と就職率はどのようになっていますか。

○（産業港湾）商業労政課長

平成25年3月の卒業者の市内の就職率でございますけれども、就職希望者が337名おまして、決定者が319名ということで、就職率で言いますと94.7パーセントとなっております。

○秋元委員

以前、平成22年度、23年度でしたか、市内企業へ高校新卒者の奨励金のようなものを出していたかと思うのですが、そのときの就職数と、そのときに就職されて離職された方の人数をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）商業労政課長

率で話をいたしますけれども、平成22年度の就職内定率が80.4パーセント、23年度が82.7パーセント、24年度が先ほど言いました94.7パーセント、先ほど言わなかったのですが、就職された方のうち、市内に就職された方は22年度が46.1パーセント、23年度が43.0パーセント、24年度が46.1パーセントとなっております。

あと、離職の関係ですけれども、24年度労働実態調査の中で、これは22年度から24年度までの3年間で離職した人がいるかないかということですが、22年度から24年度までの間で新卒で採用された人数は505名おまして、そのうち離職した人数が83名となっております、率で言うと16.4パーセントの方が3年間で離職されているという内容でございます。

○秋元委員

理由などについて、アンケート調査のようなことをされていないのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

市として、やめた方に直接理由を伺ってはいないのですが、平成23年12月に道から若年者職場定着促進調査報告書というものが出ておまして、その中で離職理由を聞いております。理由としては、「仕事上のストレスが大きい」「給与に不満」「労働時間が長い」「職場の人間関係がうまくいかない」といったマイナス要因が上位になっていると、その一方で、キャリアアップするためというポジティブな意見もあるという報告が上がっております。

○秋元委員

◎勤労青少年ホームについて

次に、これは以前にも質問いたしましたけれども、勤労青少年ホームについてなのですが、今日、登録者数、利用者数についての資料を出していただきまして、登録者数、新規登録者数、利用者数の推移について見せていただきました。それで、例えば登録者数は平成23年度から24年度までで72名減っておりますし、利用者数も24年度で1,597名もマイナスとなっております。まず、この要因はどのように分析されていますか。

○（生活環境）青少年課長

3年間の推移ということで資料を出させていただきましたけれども、特に減っているのが平成24年度ということでございます。非常に極端な減り方ということで、これが今後も続くのではないかと非常に心配しているところです。要因の分析はなかなか難しいのですが、事情として一つ挙げられるのが、勤労青少年ホームを利用している若者たちがそれぞれクラブをつくってクラブ活動をあそこでやっているのですが、23年度には17のクラブがあったのが15のクラブに、二つのクラブが減っております。それから、部員数でいきますと、166名いたのが116名に

減っております。それから、クラブの活動回数が625回から434回に減っております。登録者数にしても、利用者数にしても、クラブの活動が停滞していることが一番大きな要因だと思っております。

なぜ、クラブ活動がここまで停滞したかということは、なかなか難しく、はっきりとした理由はわからないのですが、ホーム運営審議会がございまして、その委員の、会社の社長などになっていただいているのですけれども、そういう方の御意見を伺ったのですが、市内の事業所で仕事が忙しいなどということで、5時半なり6時なりに仕事を終えてホームに来てクラブ活動をするのが難しくなっているという実態があるのではないかとのは伺っております。

○秋元委員

勤労青少年ホームのホームページを見たら、体育館や軽運動場の利用率は高く、集会室、和室、調理室は非常に少ないなど。特に、和室、調理室は、平成24年度は非常に少なく、和室については2回しか使われていないのですけれども、この辺はどのように感じていますか。

○（生活環境）青少年課長

体育館や軽運動場はスポーツ系で使っておりまして、毎日のように利用されるというのが実態でございます。和室につきましては、非常に限定されるものですから、なかなか使われていないというのが実態です。また、調理室につきましても、料理教室などに限定されますので、利用回数は非常に少ないというのが実態になっています。

○秋元委員

施設の有効活用といいますか、そういう部分はこれまでもきっと考えていらっしゃったと思うのですけれども、利用者数や登録者数が減る中で、今後どのように考えていきますか。

○（生活環境）青少年課長

和室、調理室と、そういう各部屋に限って利用を増やしていくことは、料理教室を増やすなどということは直接的にはできるだろうと思っておりますけれども、そういうことも一つなのでしょうが、今、私どもで考えて、平成25年度から新しい取組としてやっているのが、実際にホームを利用している若者たちが自分たちで企画して何かをやるという事業を始めました。本当は、ホームの中でやってもらおうと、ホーム利用者数がストレートに増えていくので、一番いいかもしれないのですけれども、そういうことではなく、ホーム利用者が集まって、どこかにレクリエーションに出かけようなどと、外に出ていくことも含めて、若者が自分たちで企画してやっていくことを始めようということでやっております。これがどれだけ利用者数の増につながるか、あるいはホームの有効利用につながるかどうかは、前年度から始めたことですので、まだわかりませんが、そういったことに取り組みながら、様子を見ていきたいと考えております。

○秋元委員

ほかの市の状況を見ると、利用者がかかり減っているということで、運営の形態もかなり工夫されているといたしますか、思い切って廃止にしているところもあります。

今日は一連してずっと、特に若年者の相談の窓口といいますか、受皿というのを小樽市として設ける必要があるということを以前から話させていただきまして、登録者数が勤労青少年ホームでかなり減っておりますが、一つはたぶん、先ほど課長が言ったとおり、そういう理由もあるのでしょうかけれども、私としてはきっと若い人たちのニーズがかかり変わってきているのだと思うのです。それで、先ほど来、教育委員会の方、また、若者の雇用の携わっている方に話を聞いて、やはり当事者の声を聞きながら政策を進めていかないと、言い方に語弊がありますけれども、善意の押しつけといいますか、私たちはよかれと思ってやっても、実は若い人たちに受け入れられていないということがきっとあるのではないかと思います。

それで、利用者数がかかり減っている中で、今後のホームのあり方といいますか、いただいた資料を見ると、一般利用のほうがかなり多いのです。一般利用は微増ですけれども、年々増えているという状況で、そういう形態も

考えていかなければならないのではないかと思いますので、その辺については議論されていますか。

○（生活環境）青少年課長

一つに、若者のニーズについてございました。そういったことがもちろんあるという中で、先ほど話をいたしました、利用している若者が自分たちで企画してやっていくことは、まさに若者たちから出た声を吸い上げて始めたものでございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

それから、一般利用との関係でございますけれども、全国的に見て、ホーム廃止の動きもあるのですが、今、小樽市が考えているのは、日中については一般利用の方に使っていただくという中で、夜 부분은、当然、勤労青少年ホームということで、働いている若者が対象の施設ですので、一般のサラリーマンなどは日中使えないということがありますので、従来どおり、勤労青少年ホームということで、活用方法をいろいろと考えながら進めていくと、それから、日中については、一般利用についてさらに利用しやすくすることも考えていく必要があるのではないかと、そういう二本立てといたしますか、そういう形の施設として、今後も当分進んでいくのではないかと考えております。

○秋元委員

ただ、平成25年8月末で、勤労青少年ホームの対象者となる15歳から34歳までの人口が2万902人なのです。登録者数はその1パーセントぐらいなのです。やはりいろいろな形態も考えていかなければならないのだろうと思えます。例えば若い方の使い方についても、やんぐすくーるなどで使われていますけれども、対象者が10人ぐらいではないですか。何か理由があって対象者が10人ぐらいなのか、その辺はどういう理由があるのでしょうか。

○（生活環境）青少年課長

やんぐすくーるの話ですけれども、対象者というのは定員のことかと思えますが、定員が10から20ぐらいの間の人数でやっているのがほとんどでございますけれども、一つには、講師の方が教えられる人数ということで、私どもが勝手に定員を設定しているのではなく、講師と相談しながら、何人ぐらいだったらできるという中で設定させていただいているということでございます。

このやんぐすくーるにつきましても、ニーズに合った講座内容にしていかなければならないという中で、かなり頭を悩ませているのですけれども、確かに定員に満たない講座もありますので、ニーズに合ったものに変えていく必要性は感じております。

○秋元委員

中にはスキルアップにつながるようなものもあったかと思うのですけれども、利用の状況も、体育館や軽運動場の利用率がかなり高いということを考えれば、やはりもう少し、勤労青少年ホームの設置理由、設置目的にもかかわってくると思うのですが、どうしても考え方については、改めて整理しなければいけないのではないかと思います。

◎こころの健康相談について

それで、保健所に以前、若い人たちが相談できるような窓口を設けてほしいという話をさせていただいたときに、小樽市としては、保健所のこころの健康相談の係で補完しているといえますか、そちらでできますという話を伺いました。平成24年度、若年者、15歳から34歳までを対象にして、どのぐらいの方が相談に行っているのか、数を聞かせていただけますか。

○（保健所）健康増進課長

平成24年度のこころの健康相談の利用者でございますが、15歳から34歳の方は38名でございます。

○秋元委員

その理由といたしますか、多い順番といたしますか、どのような感じですか。

○（保健所）健康増進課長

相談の中身としましては、家族の方から子供が引きこもっている、不登校であるといった悩みが多いです。

○秋元委員

そこに実際に行ったことがあるという方からも話を聞いてきたのですが、その後といいますか、解決に向けた各機関との連携といいますか、どのようにされているのですか。

○（保健所）健康増進課長

相談を受けた方につきましては、相談が 1 回で終わる場合もございますし、カウンセリングを継続する場合もございます。また、北海道がやっている引きこもり経験者やニート青年などを対象にしている北海道若年者就職支援センター、ジョブカフェ北海道といった関係するところを紹介して適切に対応しております。

○秋元委員

以前にもジョブカフェの話を見せていただきましたけれども、そちらに行くと、小樽から来る方が非常に多いという話を伺うのです。小樽で解決できなくて札幌に行っている方が多く、専門的な知識を持った方に話を聞いて解決に向けて取り組んでいただきたいということなのです。結局は、小樽市で見られなくて、どこかに回されていくという人が多くて、先日の方は小樽の方ではなかったのですが、そういう行政で行っているところで相談してもなかなか解決できなかったと、それはその人個人の問題でしたが、何か小樽市として、保健所といいますけれども、実際、保健所に若い人たちがなかなか相談しづらいということもあるでしょうし、例えば就職のことから、心の問題から、不登校のことから、いろいろな問題の相談にも乗っていただけるような、支援の施設といいますか、ぜひつくっていただきたいと思うのです。

◎地域若者サポートステーションについて

それで、以前、国が進めているサポステについて、小樽市でも設置に取り組んでいただきたいという話をいたしましたけれども、その後、どのような状況なのか、もし進んでいけば伺います。

○（産業港湾）商業労政課長

地域若者サポートステーションということで、サポステの関係ですけれども、たしか本年第 1 回定例会のときに、秋元委員からサポステについて御質問をいただきまして、その際は、小樽市内で若者の就労も含めた生活支援をやっている団体がないということで、このサポートステーション自体は就労の支援だけではなく、引きこもりの訪問支援や、生活保護受給者の就労支援など、いろいろなことをやっているものですから、やはりある程度の実績がないとなかなか受託は難しいというふうに答弁させていただいたと思います。ただ、その時点では、国でも拡充の動きがあるということで、注視したいと答弁させていただいたと思います。

4 月に入ってから、11か所の追加募集がございまして、そのときも、当然、市内でそういった団体がなかったものですから、市としては考えていなかったところ、道内で 3か所のサポートステーションをやっております NPO 法人から、小樽でサポートステーションをやりたいという話がございまして、それを受けて、私どもと関係部署、福祉部、青少年課と保健所なども相談して、市としても国の事業として設置するという方法で、その後、企画会議を経て手を挙げたという動きが実際にございました。ただ、最終的には残念ながら選定とらなかったという経過がございます。

○秋元委員

今後のことですからわからないですが、来年度また国で募集するようなことがあれば、ぜひ手を挙げていただきたいですし、また、それに向けてきっと今からいろいろなことを考えていかなければならないと思うのです。今日は、教育委員会、若者の就労、勤労青少年ホーム、保健所にかかわって伺いましたけれども、結局、一つの問題ではなく、いろいろな部署にまたがっている問題ですから、特にサポステは、今、おっしゃったとおり、それこそ不登校の問題から、就労に関する問題から、一貫して一つのところで相談を受けられるという部分では、私が話

を聞いてきた方の思いに合致していると思いますし、先日、引きこもりの会の方と話をしたときにもそのような話がありましたので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますし、もちろん引きこもりや不登校の方が増えないことが一番ですけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。最後に、市長からこの強い気持ちを聞きたいと思います。

○市長

今、秋元委員からいろいろと話がありました。若い人たちがいろいろな悩みの中でいろいろな心の問題があるのだろうとっておりますので、しっかりと将来のケアをしながら、どういう形が一番いいのか、取り組んでまいりたいとっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

市長は、先ほども言いましたとおり、高校生の就職の支援や企業誘致などに力を入れていることは十分わかっていますし、本当にぜひ今後もよろしくお願ひしたいと思うのですけれども、一方で、その就職活動に漏れて悩んでいるけれども相談できる場所がない、また、小学校、中学校など、学校に行けなくて悩んでいるままできている方もたくさん小樽市内にいますので、その声をしっかりと受け止めていけるような市になればいいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時16分

再開 午後 4 時38分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、議案第 7 号ないし第21号について不認定の討論を行います。

詳しくは本会議で述べます。

議案第 7 号平成24年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、新共同調理場建設事業や石狩湾新港の北防波堤の延長工事をやめ、小樽ベイシティ開発株式会社の固定資産税滞納分回収の上積みなどで財源をつくり、未就職の高卒者の雇用支援、住宅リフォーム助成事業の拡大、新・市民プールの早期建設を目指した調査の実施を主張し、市民負担の軽減と市内経済の活性化を提案してきました。2012年度決算は、約21億8,000万円の不用額を生じながら、市民生活を守る内容とはなっていません。

議案第11号平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

2012年度の国保給付費で5億3,771万円の不用額が出ています。これは療養諸費の過大な見積りで高い保険料としていることが問題です。

議案第12号平成24年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

本来、公有地の円滑な取得、運用のための基金です。2012年度の決算説明書によると、利子の収入が約16万5,000円、これは一般会計へ貸し出している額の利子であります。現在は土地が値下がりし、事前に土地を取得しておく必要性がなくなっています。本会計は日本共産党が廃止を求めてきたものです。

議案第13号平成24年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

市営住宅の指定管理者に支払われている使用料収納率向上対策事業費について、収納率向上に対して民間企業に補助を出すことを行政がすべきではありません。

議案第14号平成24年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

協定に基づいて、経営収支の不足分は石狩開発株式会社が負担するというので、事業を進めてきましたが、石狩開発が破綻し、小樽市にかぶせられてきました。北海道の強い要請に基づき進められてきた事業であり、北海道に負担させるべきです。

議案第15号平成24年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

本市の介護保険料は全国平均を上回っています。特別養護老人ホームの待機者は解消するめどがありません。訪問介護のサービスは、これまで30分以上60分未満だったものが45分未満に時間短縮され、生活支援などの必要なサービスができなくなっています。

議案第17号平成24年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、2012年度からの保険料の値上げに反対です。前年度比でも4,742万円も増加しています。

議案第18号平成24年度小樽市病院事業決算認定については、日本共産党はD P C導入には反対です。また、治療の一環とされる給食については、本来病院局が経営すべき事業であり、民間に委託していることは認められません。

議案第19号平成24年度小樽市水道事業決算認定については、連続黒字の中で、基本水量20立方メートルを引き下げて、市民負担を軽くすることを行わないことは認められません。特に、生活扶助の切下げで生活保護世帯は生活が苦しくなっているので、基本水量の見直しで、水道の使用実態にあった料金体系にして負担軽減を図る必要があります。

残った案件については、日本共産党は消費税には一貫して反対の立場をとっています。公共性のある事業について消費税が課せられるということは認められません。

以上の理由によって、それぞれの決算について不認定を主張し、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第7号及び第18号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、この委員会としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分には尽くせませんが、閉会に当たっての委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。